

中国税務速報

2013年12月20日

●1 金融商品譲渡業務の営業税についての問題に関する公告

国家税務総局は2013年11月6日付で、「金融商品譲渡業務の営業税についての問題に関する公告」(国家税務総局公告2013年第63号)を公布しました。

その公告により、従来、納税者が金融商品譲渡をした場合、株券、債券、外貨、その他金融商品の4種類に分類していたものを今後は分類せずに「金融商品」として統一して課税されることとなります。異なる種類の金融商品売買ごとに発生した正負差額は、同一納税期間内の取引については相殺することができ、損益相殺後の残高を売上高として営業税を計算します。相殺後に負の差額が出る場合、次の納税期間に繰越し相殺することができます。ただし、年末に負の差額が出た場合には次の会計年度に繰越すことができません。

当該公告は2013年12月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c558924/content.html>

●2 雇用企業の社会保険料未納付に対する罰金

人的資源及び社会保障部は10月21日に、「社会保険料申告納付管理規定を徹底して実施することに関する通達」(人社部発(2013年)82号)を公布しました。

当該通達により、納付期限までに社会保険料を納付しない雇用企業に対し、社会保険取扱機構が当該企業に期限を設けて納付するように命じ、かつ、未納の日から、1日につき0.05%の延滞金を加算することになりました。延滞金は社会保険基金に組み入れられます。期限を超えてなお納付しない場合には、社会保険行政部門は未納金額相当額以上3倍以下の罰金を科します。

当該通達は2013年11月1日より施行されることとなります。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/shehuibaozhang/SHBZzonghe/201311/t20131119_117467.htm

●3 資産再編に関する増値税問題に関する公告

国家税務局は2013年11月19日に、「納税者の資産再編に係る増値税問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告2013年第66号)を公布しました。

当該公告により、納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却及び交換等の手法を通じて、全部又は一部の現物資産並びにこれに関連する債権、負債を複数回に分けて譲渡した後、最終的な譲受側と労働力の受取側が同じ企業及び個人である場合には、国家税務局公告2011年第13号の関連規定を適用し、増値税の徴税範囲には含まれません。また、資産再編の過程で複数回に分けて行われる貨物譲渡についても、増値税は徴収されません。この場合、資産の譲渡側が資産再編方案などの資料を主管税務機関に提出しなければなりません。

当該規定は2013年12月1日より施行されることとなります。公布以前の処理済の事項に対して調整が行わない、或いは処理をしていない場合には、この公告の規定に従い執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c604274/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/10650962.html>

●4 営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に係る管理の関連問題

北京税務局は11月25日付で「営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に係る管理の関連問題に関する公告」（北京市国家税務局公告2013年第22号）を公布しました。

当該公告により、北京市の納税者が国外の単位に対し技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス及び簡易税額計算方法を適用する研究開発サービスとデザインサービスを提供する場合、免税備案手続きをする際に、北京市商務局は発行させた「技術輸出契約登記証」の原本とコピー並びに所定の書類を提供しなければなりません。

また、「公告」は「クロスボーダー課税サービス清算操作に関する指導意見」を出し、一般納税者及び小規模納税者の日常の納税操作を指導します。

当該公告は2013年8月1日より施行されることとなります。

http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/bsfw/tzgg/201311/t20131127_116266.html

●5 上海自由貿易試験区内企業の非貨幣性資産による対外投資等の資産再編行為に関する企業所得税政策問題

財政局及び国家税務総局は11月15日付で、「中国（上海）自由貿易試験区内企業の非貨幣性資産による対外投資等の資産再編行為に関する企業所得税政策問題に関する通達」（財税[2013]91号）を公布しました。

当該通知により、試験区内において登録する企業について、非貨幣性資産による対外投資等の資産再編行為により資産評価の価値増加が生じた場合には、これに基づき認識される非貨幣性資産の譲渡所得は、5年を超えない期間内において、期を分けて相応する年度の課税所得額に均等に計上し、規定に従い企業所得税を計算納付することができます。

当該通知は、印刷発布の日で11月15日から執行します。

http://www.gov.cn/zwgg/2013-12/02/content_2539767.htm

●6 一部の地域で小額国外担保国内貸付業務を試行

国家外貨管理局が2013年10月28日付で、「一部の地域（広東省、浙江省、福建省）で小額国外担保国内貸付業務を試行することに関する外貨管理問題に関する通達」（匯発（2013）40号）を公布しました。

小額国外担保国内貸付業務とは、国外機構或いは個人が担保（保証、抵当、質権）を提供する条件で、国内企業が国内の金融機構で一定金額の人民元・外貨貸付または与信枠を取得できます。

国内企業が小額国外担保国内貸付業務を取扱う際、下記の条件を満たせば、国外機構或いは個人、国内金融機構と直接に国外担保国内貸付業務の契約を締結できます。

- 1暦年において企業の小額国外担保国内貸付業務の総額が5000万人民元を超えないこと。
- いずれの時点においても、未返済の元本残高が当該企業の前年度末の純資産を超えないこと。

貨物外貨管理関連法規にB類、C類と明確に規定されている企業についてはこの通達は適用されません。

<http://www.fiet.gov.cn/ar/20131106331443.htm>